

農家民宿とは？

農家が営む、簡易宿所営業許可を取得したうえで運営する民泊のこと。農業体験や郷土料理作りなど、様々な体験を宿泊者と一緒にするのが原則です。

農山漁村の風景に癒されながら地元の人と語り合ったり、農家の作った野菜や地域の食材をつかった料理を味わえるだけでなく、農家の暮らしをそのまま体験することで、沖縄の農家の魅力を伝えることができます。



農家民宿の規制緩和例

① 農林漁家が民宿を行う場合の旅行業法上の面積要件の撤廃 (H15)

簡易宿泊所の民宿を開業する場合、33m²以上の客室面積が必要

33m²に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を取ることが可能

② 農家民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化 (H15)

宿泊者に対する送迎が「白タク」にあたるのでは？

宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題ではない。

③ 農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化 (H15、H23 改正)

農家民宿が行う体験ツアーの販売・広告は、旅行業法に抵触するのでは？

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは旅行業法に抵触しない。

④ 農家民宿における消防法の消防用設備等の設置基準の柔軟な対応 (H16)

農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付け

地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能

⑤ 農家民宿に関する建築基準法上の取り扱いの明確化 (H17)

農家が囲炉裏や茅葺き屋根のある自らの住宅を民宿として利用する場合でも、火災時の延焼を防ぐ内装を義務付け

小規模で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化

⑥ 農地法規制に農業生産法人の業務に民宿経営等を追加 (H17)

民宿経営は農業生産法人の行う農業関連事業の範囲外

農業生産法人の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加

⑦ 余暇法の農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大 (H17)

登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲を農林漁業者又はその組織する団体に限定

登録対象者を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものにも拡大

⑧ 農林漁業体験時の食品衛生法の規制緩和の明確化 (H22)

農林漁業体験時に提供される食事が全て自炊の場合や農林漁業者等と共同調理の場合には、食品衛生法に基づく営業許可が不要であることを明確化

引用：農林漁家民宿開業・運用の手引き（農林水産省）平成28年3月

マニュアルの整備・活用

地域でマニュアルが十分整備されていますか？地域にあったものになっていますか？マニュアルを守られていなければ、何かがあったときに誰も守ってくれません。初心にかえってしっかりと確認・徹底をはかりましょう。

定期的な研修

リスクマネジメント、救急救命、アレルギー対応、他の地域ではどんな取り組みがされているか。県や地域ではさまざまな研修が行われています。ぜひ、積極的に参加しましょう。

保険の加入

受入れ中は、命を預かるっているも同然です。どこで何が起こるか分かりません。もしものときに備えて、しっかり保険には加入しましょう。（民泊保険・自動車保険・火災保険等）



安全・安心の農家民宿の受け入れ

沖縄のグリーン・ツーリズムの発展には安全・安心の基盤整備は絶対条件です。

バリアフリーへの対応

より幅広く、多くの方を迎え入れるために、バリアフリーへの対応をご検討ください。シニア、障がい者、障がい児などを迎えられることによって、受入体験はより充実したものになります。



家屋の点検

家に危険な場所はありますか？法律・法令に即していますか？ほうっておくと老朽化が進んだり、最新の法律に合わないものになってしまうかもしれません。コマメな点検を。

誰もが安心して安全に過ごせる農家民宿を目指しましょう

うっかりこんなことしてませんか？

その行為が、地域のグリーン・ツーリズムのブランドを傷つけているかもしれません。

軽トラックの荷台に子どもたちを乗せる

道路交通法違反

荷台に人を乗せるのは違法です。荷物を見守るため、もしくは地元の警察署長の許可が下りている場合に例外はありますが基本NGと考えておきましょう。

車の定員以上の生徒を乗せる

道路交通法違反

軽自動車の場合大人なら4人・大人1人+小人(12才以下)4人まで。普通自動車なら、大人なら5人、大人1人+小人6人まで。車の定員を守りましょう。